

令和7年1月14日

第584回 海務協議会議題

1. 年末特別警戒への協力に対する御礼について(配布資料無し)
2. 前回の質問「儀礼的贈答品（横浜初入港の記念盾）の船積手続き」について
3. 川崎港の交通場所等を指定する公示について
4. 税関庁舎停電に伴う監視部分庁舎の電話、FAXの使用不可について  
(2月8日(土)9:00～15:00)
5. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

・監視部	安 部 次長
総括許可部門	小 原 統括監視官
〃	志 鳥 上席監視官

## 儀礼的贈答品の船積手続きについて

### 1. 儀礼的贈答品（横浜初入港の記念盾）の手続きについて

儀礼的贈答品の船舶への持込みについては、これまで、来所や電話で贈答品の内容を確認させていただいておりましたが、船舶代理店等の皆様方の来所等の軽減と連絡内容を正確に把握できるよう以下の手続きとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

#### (1) 船員厚生協会等が扱う記念盾

現在は、NACCSによる各種申請が可能となっており、当該手続きのために来所していただく必要はないことから、今後は、これまで来所や電話により船積内容を確認させていただいていた経緯を踏まえて簡易な手続きとし、NACCSのメール機能であるMSA業務にて、記念盾の船積みに係る取締上の必要事項を税関に送付することにより持込申告書又は願い書の代わりとして船積みの手続きといたします。

#### (2) その他の贈答品

船員厚生協会等のものではない一般的な贈答品の手続きについては、持込申告書による船積みの手続きになります。

### 2. 具体的な手続き方法

#### (1) 記念盾の船積手続き

NACCSを利用した情報伝達MSA業務で以下の内容を送信。（振興協会等に提出する申請書に必要な事項を適宜追加してMSB業務で提出も可とします。）

件名：「記念盾の船積みについて」

本文欄：

- ・ 船積予定日時
- ・ 船名 ・ バース
- ・ 船積者の社名、氏名
- ・ 連絡先

#### 【記載例】

税関官署：2A 部門：K

件名：記念盾の船積みについて

本文欄：

2025.1.14 10:00 船積予定

ZEIKAN ACE 大棧橋

〇〇株式会社 佐藤●● (他1名)

045-212-●●●●

#### (2) 訪船者の交通手続き

記念盾の贈呈のみの交通は、関税法基本通達24-2より、実質的には単に儀礼を目的による交通（花束贈呈等）と同様と解し、便宜、交通の許可を要しないこととなります。

### 3. 本船から記念盾を交換で受領した場合（参考）

速やかに税関窓口にご連絡いただき、税関の指示に従ってください。  
事後にMSA業務にて、以下の内容を送信いただきます。

件名：記念盾の受領について

本文欄：受領日、船名、バース、受領者所属社名、氏名、連絡先

### 4. 手続整理表

#### (1) 船員厚生協会等が扱う記念盾

	船員厚生協会等が扱う記念盾の贈呈（船積）	（参考） その交換で本船から記念盾を受領（船卸）
記念盾の船積手続き	NACCSのMSA送信 (NACCS申請ができない場合は、願い書)	税関にすみやかに連絡 事後のMSA送信 (NACCS申請ができない場合は、適宜の受領報告書)
訪船者の交通手続き	船陸交通は不要	船陸交通は不要

#### (2) その他の贈答品

	その他の贈答品（船積）	（参考） その他の受贈品（船卸）
物品に係る手続き	持込申告書	乗組員（船長）が携帯品申告
訪船者の交通手続き	船陸交通は必要	船陸交通は必要

問い合わせ先  
横浜税関 監視部総括許可部門  
TEL 045-212-6077

## 公 示

京浜港川崎区及び同横浜区扇島における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示(昭和43年2月川公示第1号)を下記のとおり改正し、令和6年12月1日から適用することとしたので、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第22条第1項の規定に基づき、公示します。

令和6年11月29日

川崎税関支署長 池田 徹

## 記

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
川崎コンテナ1号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。 [積卸] 関税法第39条の規定による公告(昭和29年公示第9号)で定める貨物に限る。
千鳥町1号係船岸壁、2～3号係船棧橋、 4号係船岸壁、5～7号係船棧橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
東扇島3～9号岸壁	
三井埠頭(株) 石炭岸壁、南棧橋	
東洋埠頭(株) 雑貨棧橋、平行棧橋	
JFEスチール(株)東日本製鉄所 扇島東 原料岸壁A～C、扇島出荷岸壁A～D、扇島 北本船岸壁	
(株)JERA 扇島LNGバース	
ENEOS(株) 川崎製油所 千鳥棧橋、 浮島第3,4及び6棧橋、浮島本棧橋、100 号地第1棧橋、150号地A-1棧橋、200号 地第1～3及び5棧橋、400号地第42,44 及び45棧橋、千鳥事業所A～D	
セントラル・タンクターミナル(株) 川崎 事業所 南エリア第1,2棧橋、北エリア棧 橋	
日清製粉(株) 鶴見工場 本船岸壁	
川崎市船客待合所前発着所	[交通] 京浜港(川崎区・横浜区扇島)けい留船舶に出入する者 に限る。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
ENEOS(株) 100号地、150号地、200号	[交通] ENEOS(株)扇島東シーバース及び同扇島西シーバー

地、400号地各通船発着場	スけい留船舶に出入する者に限る。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
保税地域前面の岸壁又は物揚場 (指定保税地域を除く。) (積卸に限る。)	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。

注)

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。

**税関庁舎停電に伴う**  
**監視部分庁舎の電話、FAX の**  
**利用不可について**

令和7年2月8日（土）、監視部分庁舎において停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより

**2月8日（土） 09：00～15：00 の間**  
**電話、FAX が不通となります。**

**NACCS 申請については通常通り、受け付けます。**

税関への連絡が必要な場合は  
この時間に限り  
次の電話番号へおかけください  
(090-5447-1015)